

中小企業者の皆さまへ

「認定支援機関による経営改善計画」策定費用に係る一部助成支援の ご案内（令和4年度）

奈良県信用保証協会

現在、条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の皆さまが、国の認定を受けた外部専門家の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、その費用を国の業務委託先である奈良県経営改善支援センターでは総額の2/3（上限200万円）まで負担する支援を行っています。

そこで、当協会におきましても、この支援を受けられた方に経営改善計画策定費用の一部補助を行っていますのでご活用ください。

（当協会が行う補助対象となる方）

1. 利用申請時点で当協会の信用保証の利用があり、国の支援事業（上記）により助成金を受領された方
1. 経営サポート会議等、金融調整の会議（Web会議含）を開催された方

（当協会が行う補助金の範囲）

1. 経営改善計画策定に要する費用の1/6
（但し、一事業者当たりの上限額は20万円）
1. モニタリングに関する費用は補助の対象外
1. 利用申請時に提出した費用総額を超過した費用は補助の対象外
1. 過年度までに、既に同1/6補助を受けられた事業者さまは対象となりません。
但し、過年度の補助金額受領分が20万円に満たない場合は、その差額までの補助申請は可能です。

（補助金申請の流れ）

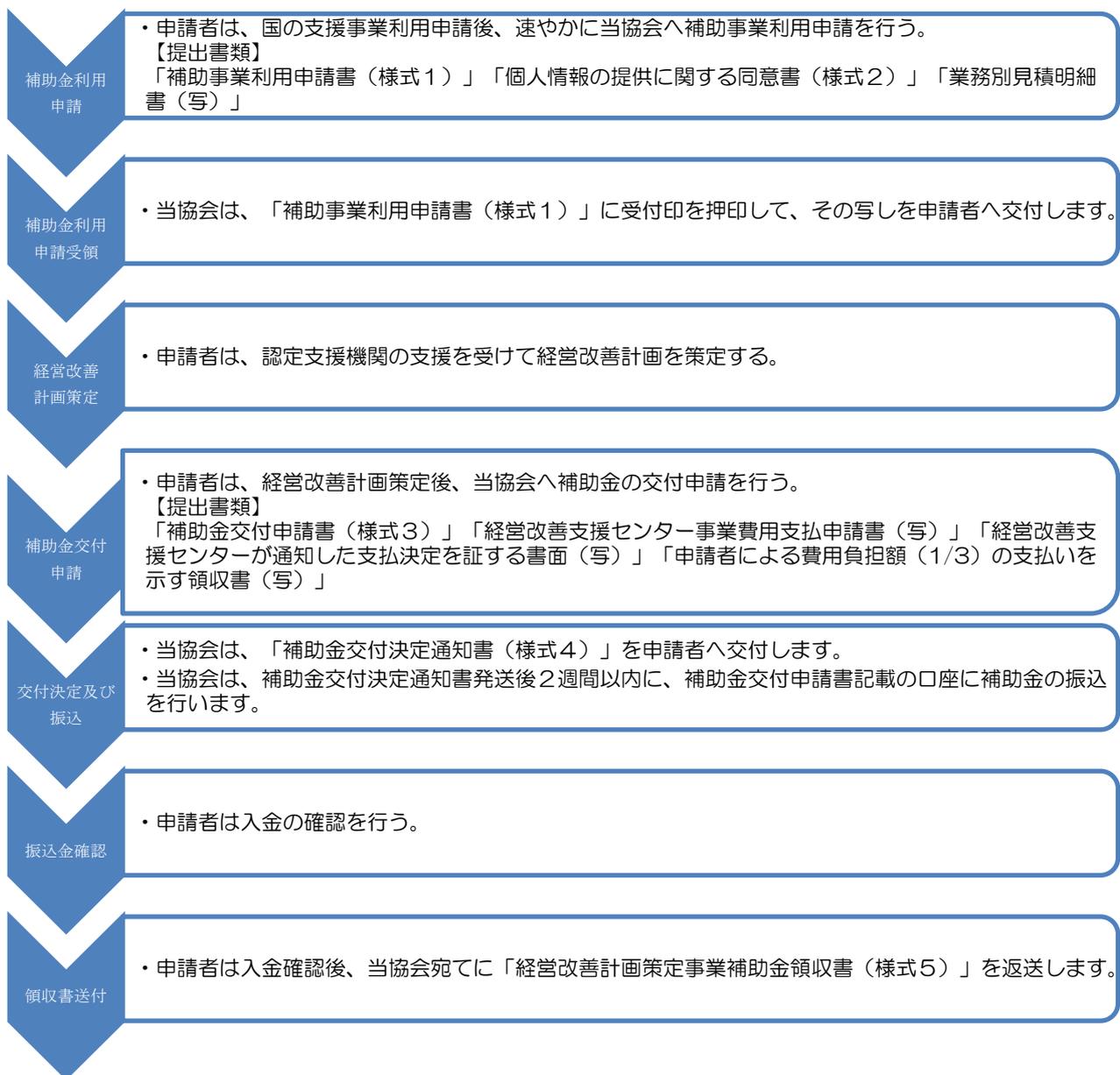
1. 申請者は、国の支援事業利用申請後、速やかに次の書類を当協会に提出してください。
 - （1）補助事業利用申請書（様式1）
 - （2）個人情報の提供に関する同意書（様式2）
 - （3）業務別見積明細書（写） *（3）は、経営改善支援センターへ提出された写し
2. 当協会は、申請者から提出のあった「補助事業利用申請書」に受付印を押印して、その写しを申請者へ交付いたします。
3. 申請者は、協会へ補助金の交付申請を行うにあたり、次の書類を当協会に提出してください。
 - （1）補助金交付申請書（様式3）
 - （2）経営改善支援センター事業費用支払申請書（写）
 - （3）経営改善支援センターが通知した支払決定を証する書面（写）
 - （4）申請者による費用負担額（1/3）の支払を示す領収書（写）
*（2）、（3）、（4）は、経営改善支援センターへ提出された写

4. 当協会は、その内容を審査して、適当と認められる場合、補助金の額を決定し、「補助金交付決定通知書（様式4）」を発行するとともに、補助金交付申請書記載の口座に補助金の振り込みを行います。但し、この振込口座は原則として申請者名義の口座といたします。
5. 申請者は、入金確認後、「経営改善計画策定事業補助金領収書（様式5）」を協会へ返送します。

（その他）

1. この補助の取扱期間は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までとし、同期間内に当協会へ補助申請が必要となります。

【補助金申請の流れ】



【本件に対するお問い合わせ窓口】

〒630-8668 奈良市法蓮町163-2

奈良県信用保証協会 経営支援部 経営支援課 (TEL: 0742-33-0559)